

# あそあそ自然学校

---

## あそあそ自然学校の規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 このネットワークは、「あそあそ自然学校」と称する。

#### (目的)

第2条 このネットワークの目的は次の通りとする。

- (1) 子どもたちの個性を尊重した自然環境教育を通して、自分で考える力・自分で行動する力が育つことをサポートします。
- (2) 持続可能な社会のため、省エネルギーや新エネルギー、リサイクルなどの環境教育を行います。
- (3) 自然遊びを通して、子育て支援をします。
- (4) 日本の食料自給率の向上とエネルギー自給率の向上に寄与することを目指すとともに、農林業の大切さやエネルギーの大切さを発信することを目指します。
- (5) 中山間地であり過疎化が進みつつある富山県中新川郡上市町浅生地区の地域資産を見つめ、世代循環型に根ざした地域活性化を目指します。
- (6) 農村里山の豊かな自然環境や日本の伝承文化を次代に継承していくことを目指します。
- (7) 農村と都市との交流を進め、人と自然、人と人とのコミュニケーションを深めることを目指します。
- (8) 富山県内のNPO活動の支援とNPOにかかわる人材育成を目指します。
- (9) このネットワークに係わる人がそれぞれの自主性のもとに集い、それぞれが成長することを目指します。

#### (事業)

第3条 このネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然体験スクールの企画運営

- (2)地球環境や自然環境、教育、農業、エネルギー等に関する調査研究および普及啓発
- (3)インターネット上での情報発信
- (4)NPO活動支援および人材育成
- (5)その他このネットワークの目標達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 このネットワークは、目的に賛同する個人及び団体によって構成される。

## 第3章 運営

(役員)

第5条 このネットワークに次の役員を置く。

- (1)代表 1名
- (2)幹事 若干名(会計などを含む)
- (3)監事 1名

(役員を選任及び職務)

第6条 役員は総会において会員の中から選任する。

- 2 代表は、このネットワークを代表するとともに、総会の招集など会務を統括する。
- 3 幹事は、この会の運営に尽力し、庶務を行う。
- 4 監事は、このネットワークの会計について監査を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 このネットワークは、年1回の総会をもち、次の事項を決定する。

- (1)活動報告および収支決算
- (2)活動計画および予算

(3)本規約の制定および改定

(4)その他本ネットワークに関する重要な事項

2 総会は、代表がこれを召集する。

3 議長は、総会の出席会員から互選により選出する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第4章 会計

(会計)

第9条 このネットワークの経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

2 年会費は、下記の通り定める。

(1)会員 2,000円(年額、継続会員は半額)

(2)支援会員(個人) 1口1,000円 1口以上

(3)支援会員(法人及びグループ) 1口5,000円 1口以上

(4)メール会費 無料

会員とは、このネットワークの目的に賛同し、主体的に活動を担う個人。

支援会員とは、このネットワークの目的に賛同し、活動を支援する個人や団体。総会における議決権なし。

メール会員は、総会において議決権はなく、代表が会員資格付与などの実務を行う。

第10条 このネットワークの会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第5章 その他

(事務局)

第11条 このネットワークの事務局を、富山県中新川郡上市町浅生15におく。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

※平成22年4月 会計年度を4月～3月から1月～12月に変更